

東かがわ市副業・シニア型地域活性化起業人 募集要領

東かがわ市では、地方創生に係る取組を官民連携により積極的にスピード感を持って推進し、未来につながる持続可能なまちづくりを目指しています。

そこで、総務省の地域活性化起業人制度を活用し、東かがわ市官民連携基本方針に沿った官民連携事業の推進をご支援ご協力いただける方を次のとおり募集します。

- 1 募集定員 副業型またはシニア型 計2名
- 2 業務場所 東かがわ市内
※リモートワークも可能ですが、月1日以上東かがわ市内で活動していただきます。
- 3 業務内容
一般社団法人東かがわ市観光協会と連携し、以下の業務に月4日以上かつ月20時間以上従事。なお、業務内容の詳細は、協議して決定します。
 - (1) 官民連携分野
東かがわ市総合戦略のKPI達成に資する事業及び令和4年度に実施した東かがわ市ワクワクアイデアコンクールの受賞アイデアの実現のほか、市民・企業・行政など多様な主体が垣根を越え、連携して事業を推進する中心的役割を担い、公益を最大化する事業の実施。
 - (2) 観光まちづくり分野
市全体の観光振興を統括し、データに基づく戦略立案やプロモーション方針の策定、関係者との調整を担い、稼ぐまちづくりの実現に向けた取組を実施。
 - (3) 地域商社分野
地域資源を活用し、新たな価値を創出・流通させることで、地域内に資金循環を生み出し、収益の還元・再投資を通じて、地域の稼ぐ力を持続的に高める取組を実施。
- 4 活動期間 6カ月以上3年以内
※活動開始日は令和8年4月1日以降で、協議のうえ決定します。
- 5 費用負担
市が報償費等及び旅費として、それぞれ年額100万円（令和8年度）を限度額（活動開始が年度途中の場合は、月割りにより計算し、千円未満切り捨てた額）として負担します。ただし、各年度予算成立を条件とします。

6 応募条件

(1) 副業型の応募条件は以下のすべてを満たす方

- ① 現在勤務する企業等の所在地が三大都市圏または三大都市圏外の指定都市、中核市及び高松市以外の県庁所在地（以下「三大都市圏等」という。）であること。
- ② 現勤務地が東かがわ市以外であること。
- ③ 地方公務員法第16条に規定する欠格事項に該当しない方
- ④ 活動期間内に他地域で地域活性化起業人として活動しない方
- ⑤ 勤務する企業等から地域活性化起業人として活動する旨及び副業形態等の承諾を得られる方

(2) シニア型の応募条件は以下のすべてを満たす方

- ① 退職後5年以内の企業等の所在地及び現居住地が三大都市圏または三大都市圏外の指定都市、中核市及び高松市以外の県庁所在地（以下「三大都市圏等」という。）であること。ただし、企業等在職時から転居していない場合はこの限りではありません。
- ② 現居住地が東かがわ市以外であること。
- ③ 地方公務員法第16条に規定する欠格事項に該当しない方
- ④ 活動期間内に東かがわ市以外の地域活性化起業人として活動しない方

7 応募方法

以下の応募フォームから必要事項を入力し、必要書類をアップロードしてください。

なお、締切は令和8年3月26日（木）とします。ただし、採用数が定員に満たない場合は、決定するまで延長します。

東かがわ市地域活性化起業人応募フォーム <https://logoform.jp/f/eRRxL>

8 その他

この要領に定める以外の必要事項については、地域活性化起業人制度推進要綱（資料1）及び協定書の定めるところによります。

なお、協定書は決定した方と協議のうえ決定します。副業・シニア型地域活性化起業人に関する基本協定書（案）（資料3）を参照してください。

9 問合せ先

東かがわ市役所 総務部戦略情報課

〒769-2792 香川県東かがわ市湊1847番地1

TEL：0879-26-1201

FAX：0879-26-1210

メール：hk-senryaku@city.higashikagawa.kagawa.jp